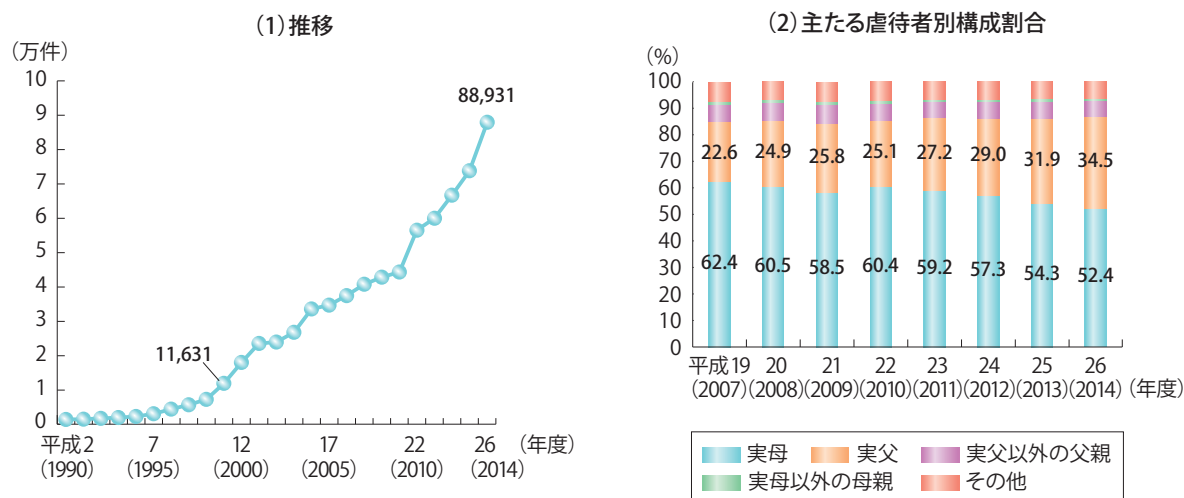


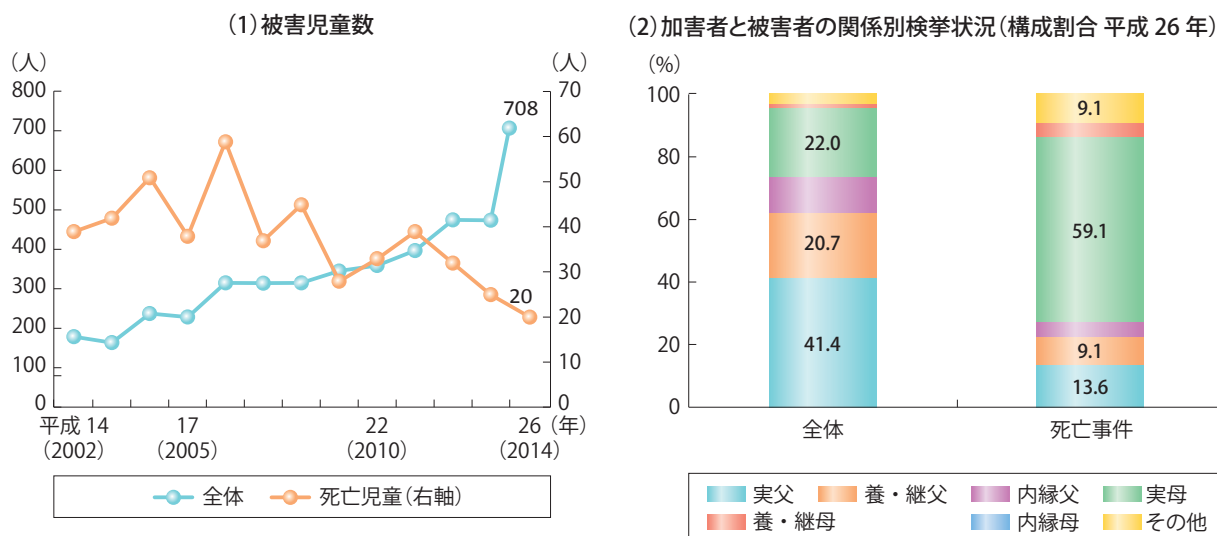
- ◇全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成26年度には約7.6倍に増加。
- ◇虐待者については、実母が半数以上を占めている。

図表6 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数



(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」
(注) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計したもの。

図表7 警察が検挙した児童虐待事件



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」「児童虐待及び児童ポルノ事犯の検挙状況等」
(注) 上記の数値には、いわゆる無理心中や、出産直後の殺人と遺棄を含まない。

(発生予防)

- 文部科学省は、保護者の子育て不安の軽減や孤立感の解消のため、地域における就学時健診の機会を活用した子育て講座や、家庭教育に関する学習機会の提供、家庭教育支援チームによる相談対応の取組を支援している。
- 厚生労働省は、子育て世代包括支援センターの法定化等を内容とした「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を平成28(2016)年3月に国会に提出し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みの全国展開を図る。また、乳児家庭全戸訪問事業を全ての市町村において実施する。

(早期発見・早期対応, 保護)

- 文部科学省では、学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置の充実等、児童虐待を早期に発見し迅速かつ的確に対応できる体制の整備を進めている。
- 平成21(2009)年10月から運用を開始している児童相談所全国共通ダイヤルについて、平成27(2015)年7月1日から、これまでの10桁番号(0570-064-000)から3桁番号(189)に変更し、運用を開始した。
- 警察では、街頭補導や相談活動、通報、事件捜査・調査を通じて、児童虐待事案の早期発見・被害児童の早期保護に努めている。また、関係機関との連携を強化しながら子供の安全の確認と確保を最優先とした対応を行っている。

図表8 要保護児童対策地域協議会の設置状況

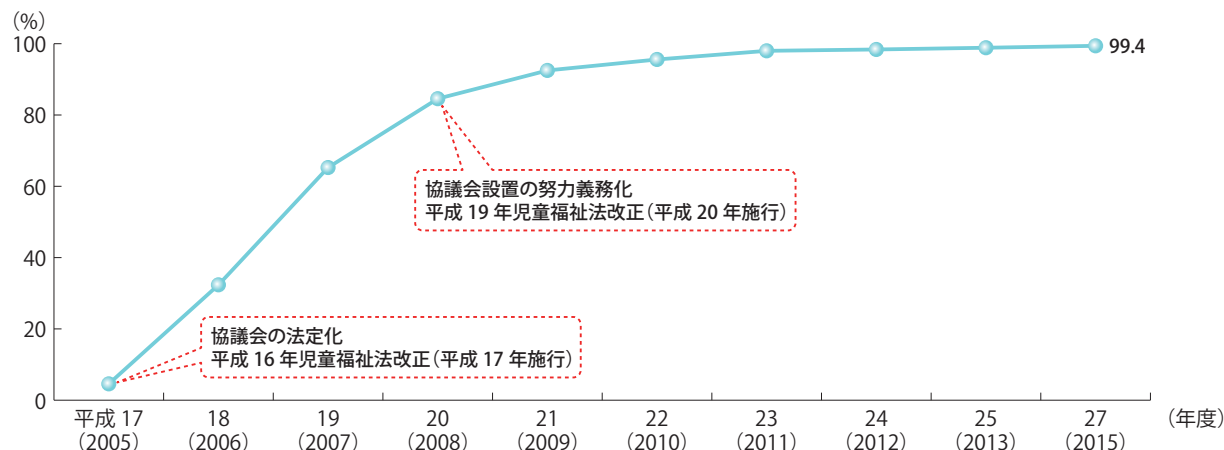
(1) 要保護児童対策地域協議会の設置状況

(単位: 市町村)

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度
市町村数	111	598	1,193	1,532	1,663	1,673	1,587	1,714	1,722	1,726
割合	4.6%	32.4%	65.3%	84.6%	92.5%	95.6%	98.0%	98.4%	98.9%	99.4%

※各年度4月1日時点(27年度は28年2月1日時点)。23年度については、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県を除く。

(2) 要保護児童対策地域協議会の設置率の推移

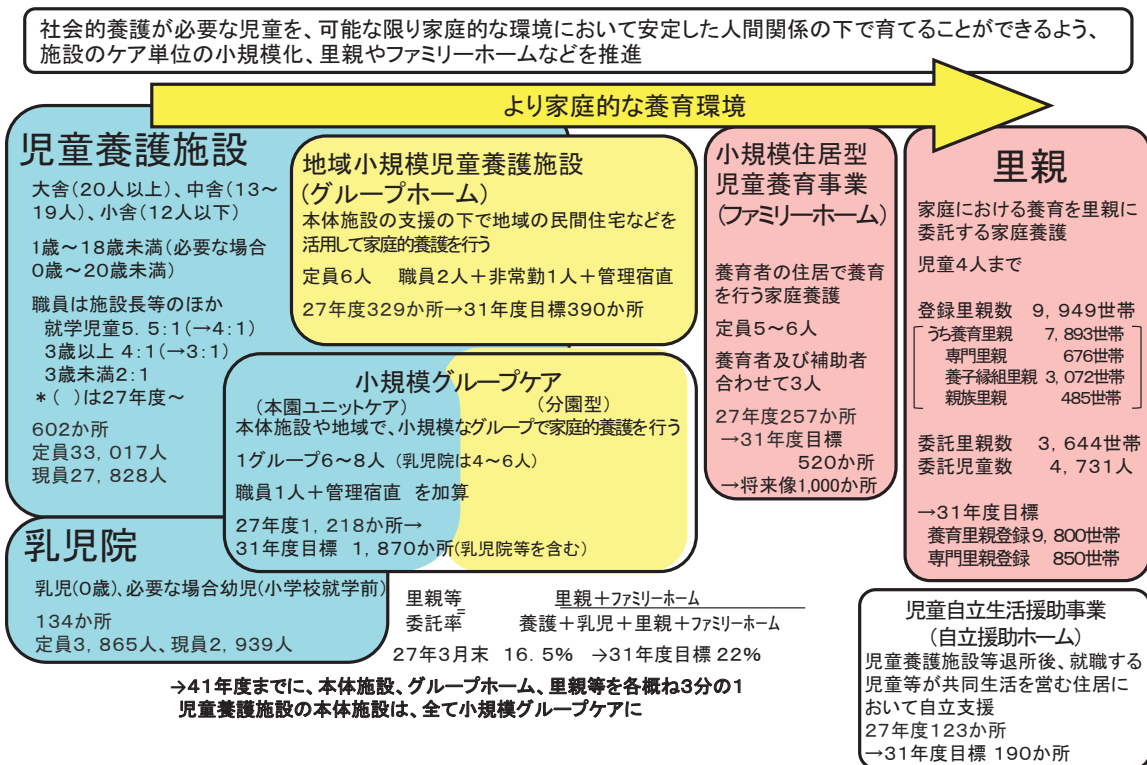


(出典) 厚生労働省資料

(社会的養護の現状と課題)

- 厚生労働省は、ケア形態の小規模化を図るため、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、グループホームの設置を進めており、関係者に対して小規模化の意義や課題の周知を図っている。
- 平成27(2015)年度から平成41(2029)年度末までの15年間に、「本体施設入所児童の割合」、「グループホーム入所児童の割合」、「里親・ファミリーホームへの委託児童の割合」をそれぞれおおむね3分の1ずつにしていく「都道府県推進計画」を策定しており、計画に基づいた取組が開始されている(図表9)。

図表9 施設の小規模化と家庭的養護の推進



(出典) 厚生労働省資料

※「31年度目標」は、少子化社会対策大綱

登録里親数、委託里親数、FHホーム数、委託児童数は、平成27年3月末福祉行政報告例。

施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数は、平成27年10月1日家庭福祉課調べ。

(里親委託・里親支援の推進)

○厚生労働省は、里親委託優先の原則を明示した「里親委託ガイドライン」に基づき、里親委託を推進している。里親支援機関事業や、児童養護施設と乳児院への里親支援専門相談員の配置により、地方公共団体の取組を促している。また、毎年10月を里親月間として定め、里親制度の普及促進に係る集中的な取組が地域の実情に応じてなされるよう要請している。

(施設退所児童等の自立支援策の推進)

○厚生労働省は、社会的養護の下で育った子供の自立への支援を進めるため、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)、退所児童等アフターケア事業、身元保証人確保対策事業を実施するとともに、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を創設した。

第4節 一億総活躍社会の実現に向けた取組

○若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある人も、一度失敗を経験した人も、誰もが包摂され活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向け、「一億総活躍国民会議」(議長：内閣総理大臣)において、平成27(2015)年11月、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」を取りまとめた。

○緊急対策では、若者の円滑な就職支援や非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進などによる若者の雇用安定化と所得向上、財源の確保とあわせた幼児教育の無償化拡大や教育費の負担軽減などに取り組むとともに、ひとり親家庭、多子世帯等への支援、子供の貧困対策を進めることとされた。さらに、いじめや発達障害など様々な原因で既存の学校に馴染めなかった子供たちのため、複線的な教育の充実を進めることとされた。緊急対策を踏まえ、平成27年度補正予算及び28

(2016) 年度予算に所要の経費を計上するとともに、関係する法案を平成28年通常国会に提出した。
○平成28年5月には、「ニッポン一億総活躍プラン」を取りまとめることとしている。

第2章 全ての子供・若者の健やかな育成

第1節 自己形成のための支援

1 日常生活能力の習得

(1) 基本的な生活習慣の形成

(学校教育における取組)

○平成20(2008)年と21(2009)年に改訂された学習指導要領(以下「現行学習指導要領」という。)では、特に小学校低学年において、挨拶などの基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないことに関する指導を重視するなど、道徳教育の充実を図っている。

○教育再生実行会議の第一次提言などを踏まえ、平成27(2015)年3月27日に、平成30(2018)年度から小学校、平成31(2019)年度から中学校において道徳を「特別の教科」に位置付けるための学習指導要領の一部改正などを行い、平成27年4月からは移行措置として、改正後の学習指導要領の全部又は一部について実施可能となっている。

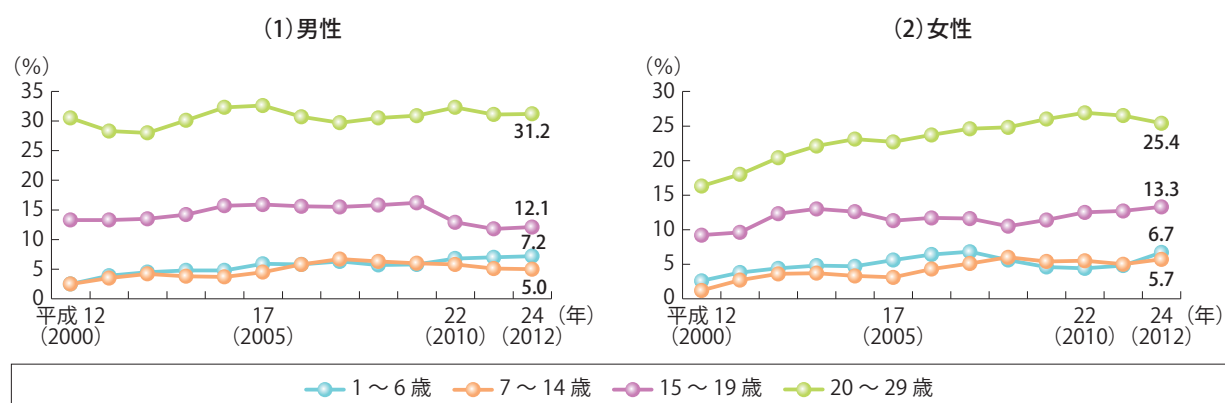
(社会全体で取り組む子供の生活習慣づくり)

○文部科学省は、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。平成27年度は、家庭と学校、地域の連携による中高生を中心とした子供の生活習慣改善のための実証研究として、新たに「中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業」を実施し、地域における先進的な取組を支援し、その効果を検証・分析した上で、広く周知することで、効果的かつ実践的な生活習慣改善の取組を全国に推進している。

(食育活動の推進)

◇20代の朝食欠食率が特に高い数値で推移している。

図表10 朝食の欠食率



(出典) 厚生労働省「国民健康・栄養調査」

(注) 欠食とは、次の3つの合計である。

①食事をしなかった場合、②錠剤などによる栄養素の補給、栄養ドリンクのみの場合、③菓子、果物、乳製品、嗜好飲料などの食品のみを食べた場合

○平成27(2015)年度は、「第2次食育推進基本計画」(平成23年3月31日食育推進会議決定)に基づき、朝食を欠食する国民の割合の減少を目標として掲げながら、子供や若者の食育の推進に取り組んできた。